

お茶まつり開催業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務等の概要

- (1) 件名 お茶まつり開催業務
- (2) 目的 宇部市の特産品であるお茶の魅力を市内外に発信し、お茶の消費拡大に寄与することを目的に、令和8年5月6日（水祝）に実施するお茶まつりの企画・運営を行う。
- (3) 業務内容 お茶まつり開催業務仕様書のとおり
- (4) 実施場所 宇部市
- (5) 実施期間 令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）まで

2 業務に要する費用（事業費限度額）

2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、予定価格を改めて設定する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ① 法人であること。（複数の団体により構成される共同企業体による応募も可とする。）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- ④ 企画提案書等の提出の日から契約締結までの間において、本市からの指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていない、又は受けることが明らかでないこと。
- ⑤ 本市税及び国税を滞納していないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 政治団体又は宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 募集スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年1月27日（火） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年2月2日（月） |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 令和8年2月5日（木） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和8年2月6日（金）17時（必着） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和8年2月16日（月）17時（必着） |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和8年2月24日（火）予定 |
| (7) 選定結果通知・業務内容協議 | 令和8年3月3日（火）予定 |
| (8) 契約締結 | 令和8年4月1日（水） |

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実施体制表（様式3）
- エ 参考見積書（任意様式）
- オ 誓約書（様式4）
- カ 法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書（発行から1ヶ月以内のもの：コピー可）

(2) 提出期限 令和8年2月6日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法 郵送または持参又は電子メールで提出すること。

(4) 提出先 「12 担当部署」宛に提出すること。

6 参加資格審査結果通知書の交付及び企画提案書の提出

参加表明書を提出した者に対し、担当部署が「3 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格審査結果通知書をメールで通知する。

参加資格を満たした者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(2) 提出書類 企画提案書（任意様式）

(2) 提出期限 令和8年2月16日（月）17時まで（必着）

(3) 提出方法 郵送または持参

(4) 提出先 「12 担当部署」宛に提出すること。

(5) 提出部数 正本1部、副本6部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(6) 参加辞退について

参加表明書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、令和8年2月16日（月）までに参加辞退届（様式5）を提出すること。なお、その場合においても、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

また、参加資格を満たしていないと判断した者に対しては、その理由を付して通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者は、通知日から令和8年2月16日（月）の期間に、その理由についての説明を求めることができる。

7 公募に対する質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出期限 令和8年2月2日（月）

(2) 提出方法 質問票（様式5）により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先 「12 担当部署」宛に提出すること。

(4) 回答方法 電子メールにより回答するほか、回答内容を宇部市ウェブサイトに公開する。

8 審査及び受託候補者の選定

受託候補者は、お茶まつり開催業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査で選定するものとする。

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションを対象に、総合的に審査を実施する。

なお、参加申込み事業者が1者の場合であっても審査を実施する。

(2) 時間及び会場等

参加事業者に個別に通知する。

(3) 審査実施日

令和8年2月24日（火）（予定）

(4) 所要時間（企画提案者1者あたり）

| | | |
|------------|-----|------|
| ・準備 | 5分 | 計40分 |
| ・プレゼンテーション | 20分 | |
| ・質疑応答 | 15分 | |

(5) 選定方法

別表評価基準に基づき各審査員の評価点を合計し、選定委員会の合議のうえ、総合得点が平均60点以上の企画提案書の中から、総合得点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果及び候補者の選定については、参加事業者に通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

9 受託候補者との協議及び契約締結

(1) 受託候補者との契約にあたっては、企画提案書等に記載された項目に基づき、細部にわたり本市と協議し、仕様書の内容を定め、その仕様書に基づく見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結することを原則とする。

(2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。

(3) 受託候補者と何らかの理由により契約を締結できなかった場合、次点者と契約交渉を行うこととする。

※ ただし、本契約は令和8年3月議会での令和8年度予算成立が前提となるため、議決結果によつては、業務の見直しや事業費限度額の変更、又は業務を中止する可能性がある。この場合において、本市は一切の責任を負いません。

10 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 業務実施上の注意点

- (1) 1に掲げる業務の受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (2) 統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (3) 業務実施上でトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携のうえ、速やかに問題解決を図ること。

12 担当部署

宇部市 産業経済部 農業振興課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7番1号

TEL : 0836-34-8564 FAX : 0836-22-6013

メールアドレス : noushin@city.ube.yamaguchi.jp

13 その他

- (1) プロポーザルに要する経費及び企画提案書等提出に係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (3) プロポーザルに係る全ての提出書類は返却しない。
- (4) 応募書類については、候補者の選定のために使用するものとするが、宇部市情報公開条例の規定による請求があったときは、第三者に開示する場合がある。

(別表)

宇部市お茶まつり開催業務委託にかかる
公募型プロポーザル 評価基準

| 評価項目 | 詳細・着眼点 | 配点 |
|-------------------|-------------------------------------|----|
| 1 企業評価 (配点: 20) | | |
| 実施体制 | 実施体制・管理責任者が明確にされ、適切な人員配置が行われているか。 | 10 |
| 類似業務実績 | 過去に類似業務の実績を有しているか。 | 10 |
| 2 企画提案評価 (配点: 70) | | |
| 業務工程 | 適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。 | 10 |
| 企画・運営 | 多くの集客が見込める実現性の高い企画提案内容であるか。 | 30 |
| 効果期待 | お茶の振興についての効果が期待できるか。 | 15 |
| 独自性 | まつりの実施に向けた提案に独自性があるか。 | 15 |
| 3 経費見積金額 (配点: 10) | | |
| 経費見積金額 | 見積金額について、積算が妥当で、費用対効果が見込めるか。 | 10 |

※評価点は、各審査員の合計点数の平均点とする。